



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 2 0 号 令和 5 年 8 月 2 2 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 8 5	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
3 8 6	同	同
3 8 7	同	同
3 8 8	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
3 8 9	森林管理重点地域の指定が失効した件	森林整備課

【内水面漁場管理委員会指示】

番 号	表 題	担当課名
2	あゆ及びあまごを採捕する漁具・漁法を制限する区域及び期間を指示する件	

徳島県告示第三百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月二十二日から同年十二月二十二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年八月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモス竜王店
所在地 名西郡石井町高川原字加茂野三六九番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福	横山 英昭
岡ビルS館四階		

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 第一福	横山 英昭
岡ビルS館四階		

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年二月二日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二〇三平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要									
	施設の配置に関する事項		駐車場		駐輪場		荷さばき施設		廃棄物等の保管施設	
施設の運営方法に関する事項			位置	収容台数	位置	収容台数	位置	面積	位置	容量
			縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり		縦覧に供する添付書類に示すとおり	
			五二台		二二台		四二平方メートル		一三・五立方メートル	
施設に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午後九時		午後十時		午後十時		午後十時	
	小売業を行う者の閉店時刻		午後十時		午後十時		午後十時		午後十時	
	来客が駐車場を利用することが		午前八時三十分から午後十時三十分まで		午後十時		午後十時		午後十時	

できる時間帯		
駐車場の自動 車の出入口	出入口の数 位置	三箇所
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前六時から午後十時まで	

二 届出年月日

令和五年六月一日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び石井町産業経済課
- 2 縦覧の期間 令和五年八月二十二日から同年十二月二十二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び石井町産業経済課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年八月二十二日から同年十二月二十二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和五年八月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグストアモリ徳島住吉店
所在地 徳島市住吉五丁目七三番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 竜馬
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ	福岡県朝倉市一木一四八番地の一	森 竜馬

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年三月二十八日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、五九九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要					
施設の配置に 関する事項	駐車場		位置		縦覧に供する添付書類に示すとおり		
	収容台数		五六台				
	駐輪場		位置		縦覧に供する添付書類に示すとおり		
	収容台数		一三台				
	荷さばき施設		位置		縦覧に供する添付書類に示すとおり		
	面積		五〇平方メートル				
	廃棄物等の保		位置		縦覧に供する添付書類に示すとおり		
	管施設		容量		八・〇立方メートル		
	小売業を行う者の開店時刻		午前零時から午後十二時まで（二十四時				
	小売業を行う者の閉店時刻		間）		午前零時から午後十二時まで（二十四時		
施設の運営方 法に関する事 項		来客が駐車場を利用することが		間）		午前零時から午後十二時まで（二十四時	

できる時間帯			間
駐車場の自動 車の出入口	出入口の数		
	位置		
荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前五時から午後十時まで		

二 届出年月日

令和五年七月二十七日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和五年八月二十二日から同年十二月二十二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

車の出入口		位置
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

令和五年七月三十一日

三 届出及び添付書類の縦覧

- 1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 2 縦覧の期間 令和五年八月二十二日から同年十二月二十二日まで
- 3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

- 2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- 3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第三百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
板野郡北島町	令和五年七月十日
中須土地改良区	

徳島県告示第三百八十九号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和五年八月二十二日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 一 指定の効力が失われた区域
阿南市大田井町松ノ岡九二
- 二 指定の効力が失われた日
令和五年七月二十七日

徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、「あゆ及びあまご」の採捕について、次の区域及び期間において漁具・漁法の制限を指示する。

令和五年八月二十二日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 口 修 司

一 制限する区域

穴喰川及びその支流並びに徳島県と高知県の県境から上流の野根川及びその支流

二 制限する期間

六月一日から七月三十一日まで

三 漁具・漁法の制限

疑似釣・餌釣・友釣以外の漁法は行ってはならない。

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日までとする。